

普通交付税不交付団体における
財源充実に関する要望

令和7年9月

普通交付税不交付団体 静岡県内5市町
(御殿場市、湖西市、富士市、裾野市、長泉町)

地方自治体は、現下の人口減少や急速に進行している少子高齢化に加え、激甚化する豪雨による浸水被害や巨大地震等いつ起こるか分からない自然災害への備えなど喫緊の課題への対応が急務となっている。このため、各市町は、これら共通する課題への対応のほか、企業誘致による産業振興をはじめとする地方創生など地域独自の課題等に対して、限られた財源のもと、創意工夫により各種施策を機を逃さず積極的に実施しているところである。

このような中、地方公共団体情報システムの標準化や小中学校のGIGAスクール構想、新型コロナワクチンの定期接種化など、国の政策により全国統一的に実施する事業への新たな財政需要は年々増加している。加えて、本年6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025について」（骨太の方針）の中で「令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。」と明記された「給食無償化」等については、今後、地方の負担増につながる恐れがある。

普通交付税の不交付団体は、地方交付税制度における標準的な財政需要と収入との比較で財源超過と算定されたものであり、実際の財政状況を反映したものではなく、厳しい財政運営を行っているのが実情である。さらに、不交付団体は、国の政策により実施する事業の普通交付税による財源措置や特別交付税の算定における財源超過額の控除、財政力指数による国庫補助金の補助率の割落しなどにより、必要な財源を実際には確保することができていない状況にある。

また、地方税である法人住民税において、企業誘致や産業振興等、市町の地道な努力によって得た税収が、税制改正により自治体間の税収の偏在是正の財源とされることは、地方の財源不足への根本的な解決とはなっておらず、地方自治体の自主財源確保に向けた取組意欲を削ぎ、地方創生に逆行するものである。

さらに、現在、国において様々な議論がなされている所得税や消費税、揮発油税の見直しに当たっては、地方の歳入への影響がないよう適切に対応すべきである。

ついては、国において、不交付団体の厳しい財政状況を正しく理解していただくとともに、制度の矛盾を補完し、全ての地方自治体の財源が充実し、安定した財政の下、個性を活かし自立した地方行政が実現されるよう、次のとおり要望する。

要 望 事 項

- 1 普通交付税の不交付団体においても、新たな行政課題等の発生により交付団体と同じく財政需要が増大するにも関わらず、国は財源を普通交付税措置とするため必要な財政支援が受けられていない。国の政策による全国一律の事業の財源は、公平かつ直接的であるべきであり、今後予定されている給食無償化等を含め、地方公共団体情報システムの標準化など国の政策により実施する事業の財源は、普通交付税措置ではなく、その全額を直接的な補助金等による財源措置とすること。
- 2 地方公共団体間の財源調整は普通交付税で行われているにも関わらず、特別交付税額の算定において普通交付税の財源超過額を減額すること、さらに、国庫補助金等において財政力指数による補助率の割落しや嵩上げ制限をすることは不合理な取扱いであるため、廃止すること。
- 3 地方税である法人住民税を地方自治体間の税源の偏在是正の財源とすることは、市町が取り組む企業誘致推進の意欲を削ぎ、法人税収増加への施策効果を小さくするものである。こうした努力が報われない仕組みの継続は、地域経済活性化施策を実施する財源の低下につながり、地方の衰退に拍車をかけるため、自治体の努力が報われる仕組みの検討をすること。
- 4 現在、様々な議論が交わされている所得税や消費税等の見直しにより自治体の歳入が減収となる場合、その補填は普通交付税措置ではなく、国による直接的・恒久的な方法により補填すること。

令和7年9月1日

総務大臣 村 上 誠一郎 様

御殿場市長	勝 又	正 美
湖西市長	田 内	浩 之
富士市長	小長井	義 正
裾野市長	村 田	悠
長泉町長	池 田	修